

(案)

資料5

平成31年 月 日

広尾町長 村 瀬 優 様

地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院
評価委員会委員長 稲 葉 秀 一

意 見 書

地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院に係る役員の報酬等の支給の基準について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条第1項において準用する第49条第2項の規定に基づく本評価委員会の意見は、下記の通りである。

記

法第56条第1項において準用する第49条第2項の規定に基づく役員に対する報酬等の支給の基準については、意見の申し出はない。

以上